鈴木　欽也　藤井　晃吉　吉田　忠雄

従五位に叙する（各通）
都間　隆　森野　務

正六位に叙する（各通）
伊藤　保　鴨宮　亀保

従七位
正七位
西井　隆幸
西川　秀憲

従六位に叙する（各通）
小松　學　千葉　万英
（警視庁警部）
山下　鉄生

正七位に叙する（各通）（以上八月三十一日）
佐藤　三郎　原田　徳三

正五位に叙する（各通）
荒川　清

従五位に叙する
植木　重雄　小島　茂

正六位に叙する（各通）
井上　哲夫　遠藤　恒夫

正八位
従六位に叙する（各通）（以上九月一日）
赤井　強　魚地　千利
神谷　昌幸　手嶋　三治

正六位に叙する（各通）
菅原　實　長戸　辰男

従六位に叙する（各通）
後藤　進

正七位に叙する（以上九月二日）
平川　福重

正六位に叙する（各通）
渡邊　末廣

佐藤由美子

従六位に叙する（以上九月五日）
（香川県公立学校長）
宇川　和幸
平田　重信

従五位に叙する（各通）（九月六日）

○叙勲

酒井　正明　松本　竹治

旭日単光章を授ける（各通）（八月二十七日）
梅井　昇

旭日双光章を授ける
大庭　實　高谷　幹一
田中　定雄　竹本　輝雄
日置　吾朗

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十八日）
栗澤　茂好　原　修一郎

旭日双光章を授ける（各通）
川上爲之助　川崎　清　鶴岡　勝衛
廣畑九洲男　松野健次郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
（広島市立大学名誉教授）
友枝　啓泰

瑞宝中綬章を授ける
上村　仁　門脇　憲昭
谷口　政二　大門宇一郎　小濱　正昌
松川　眞輔　松本國喜代　中野　實

瑞宝双光章を授ける（各通）
村田　忠彦

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十七日）
石鳥　政彦　伊藤十七夫　海野　幹雄
狩野　嘉郎　工藤　克之　鈴木　良三
長島　泰　松田　正芳　三浦　誠一
宮沢　貞男　山下　光政

瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
牛之濱真澄

（准陸尉）
大貫　定雄　大松澤幹夫

（京都府警部補）
中島　憲治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十八日）
森田　丈司　梅谷内信夫

井藤　實　倉橋　豊
竹中　隆治　土本　照行
中島　俊明　鶴木　幹次

瑞宝双光章を授ける（各通）
花田　順正　吉田　實

井上　康
佐藤　茂
（新潟県警部）
松井　松二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
（佐賀大学名誉教授）
濱内　繁義

瑞宝中綬章を授ける
永野都生夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　清　福知　保

甲斐　潔
小西　清志
（警視庁警部）
川口　昭紘
庄司　良一
田中　雅登
松谷　俊雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
鵜宮　亀保　渋谷　和男
森野　務　吉田　忠雄
西井　隆幸
松岡　健治

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
井上　哲夫　佐藤　三郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）
荒川　清　植木　重雄
小島　茂　八代　昭

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月一日）
魚地　千利　神谷　昌幸　後藤　進
菅原　實　手嶋　三治　長戸　辰男

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二日）
佐藤由美子　平川　福重　渡邊　末廣

瑞宝双光章を授ける（各通）（九月五日）
平田　重信

瑞宝小綬章を授ける
（香川県公立学校長）
宇川　和幸

瑞宝双光章を授ける（以上九月六日）

官庁報告

国家試験

第64回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第64回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成21年10月5日

厚生労働大臣　長妻　昭

1　試験の種類及び日時

第二種作業環境測定士試験

平成22年2月15日（月）午前10時から

2　試験の場所　恵庭市（北海道）、岩沼市（宮城県）、市原市（千葉県）、東海市（愛知県）、加古川市（兵庫県）、福山市（広島県）及び久留米市（福岡県）

3　受験資格

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(3)　学校教育法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後3年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(4)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(5)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(6)　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第7に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(7)　職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。(9)において